

●その他手続きが必要なとき

主な事由		手続様式
支給対象となる児童が増えたとき		額改定認定請求書
支給対象児童が減ったとき		額改定届
受給者が公務員になったとき	町へ	受給事由消滅届
	勤務先へ	認定請求書
受給者が公務員でなくなったとき	町へ	認定請求書
	勤務先へ	受給事由消滅届
受給者または養育している児童の氏名が変わったとき		変更届
振込口座を変更するとき		変更届
受給者、配偶者、町外居住の児童の個人番号が変わったとき		個人番号変更等申出書

※手続きによって他に添付書類が必要になる場合があります。

詳しくは、健康福祉課福祉担当にお問い合わせください。



〒999-1356

小国町大字あけぼの1丁目1番地

小国町健康管理センター内

健康福祉課 福祉担当

TEL 0238-61-1000 (内線715)

児童手当制度のご案内

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健やかな成長に資する事を目的として、児童を養育している方に支給されるものです。



1 支給対象

高校生年代（18歳に達する日以降最初の3月31日）までの児童を養育している方

2 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代	10,000円	

※「第3子以降」とは、受給者が経済的負担をしている22歳年度末（22歳到達後、最初の3月31日まで）までの子を数え、第3子以降の加算は高校生年代まで受けられます。ただし、第3子以降の加算を受けられる方で、大学生年代（18歳年度末から22歳年度末まで）の子を監護に相当する世話をを行い、生計を負担している場合は、別途「監護相当・生計費負担の確認書」の提出が必要になります。

【支給額の例】（3人の子を養育し、その年齢が各々次の場合）

●19歳、16歳、11歳

19歳は大学生で第1子としてカウントする。

16歳は高校生で10,000円（第2子としてカウント）

11歳は小学校修了前の第3子となり30,000円【合計 月額40,000円】

●23歳、17歳、14歳

23歳はカウントしない。

17歳は高校生で10,000円（第1子としてカウント）

14歳は中学生で第2子となり10,000円【合計 月額20,000円】

※18歳年度末以降22歳年度末までの子について、多子加算のカウント対象とする要件については、受給者に当該子にかかる「経済的負担」がある場合のみとなります。

3 支給時期

請求手続きの際に指定された請求者名義の口座に、原則として偶数月の10日に、それぞれの前月までの手当を振り込みます。支給日が金融機関休業日に当たる場合は、その前営業日になります。

4 その他

申出があった方について、児童手当から学校給食費や保育料などを徴収することができます。

●手当の支給を受けるとき

手当を受けるためには、請求手続きが必要です（※1）。原則として、請求のあった日の属する月の翌月分から支給します。ただし、事実発生日の翌日から15日以内に請求手続きを行えば、事実発生日の属する月の翌月分から受給できます。

主な事由	必要書類
児童が生まれたとき	・認定請求書（※2） ・請求者名義の通帳またはキャッシュカード ・請求者の健康保険証の写し ・請求者等の個人番号確認書類
受給者が他市町村から転入したとき	
児童を養育したとき（受給者を変更するときも同じ）	
受給者が公務員でなくなったとき	

※1 世帯状況等に応じて、上記以外にも書類を提出いただく場合があります。

※2 認定請求書に、請求者・配偶者等の個人番号の記入が必要になります。

●現況届

現況届は、6月1日の状況を把握し、8月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

ただし、前年度から児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

【現況届の提出が必要な方】

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の所在地が小国町と異なる方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、小国町から提出の案内があった方

※現況届の提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

●手当の支給が終わるとき

手当の支給は支給事由が消滅した日の属する月で終了します。手当の受給要件を満たさなくなったときには、手続きが必要です。手当の受給資格がないにもかかわらず、手当を受給した場合は、受給した金額を返納していただくことになりますので、手続きが必要な方は速やかに届出をしてください。

主な事由	必要書類
児童が18歳到達日以降最初の3月31日を迎えたとき	手続きは不要です。
児童を養育しなくなったとき（離婚等）	受給事由消滅届
受給者がお亡くなりになったとき	
受給者が小国町外に転出したとき	

寄付について

受給者は、次代を担う児童の健やかな成長を支援するため、あらかじめ本町に申し出て、手当の全部または一部を寄付することができます。